## 令和3年度 第1回 青森県建築審査会 (議事録)

日時: 令和3年10月22日(金)10時30分~

場所: 県庁舎北棟2階B会議室

小野GM : それでは、ただいまより令和3年度第1回青森県建築審査会を

開催いたします。

本日は、欠席者がいないため、会議は成立いたします。

次に、審議の公開又は非公開について「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、会議に諮って決めることになっておりますので、小藤会長よろしくお願いします。

小藤会長 : 本日、傍聴者はいらっしゃいませんが、要領で原則公開として

いますので、本日の審査会を公開してもよろしいでしょうか?

各委員 : 異議なし

小藤会長 : 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は『公

開』とします。

小野GM: それでは、会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づ

き、会長が行うこととなっておりますので、小藤会長にお願いい

たします。

小藤会長 : それでは、審議に入ります。議案1号について事務局より説明

をお願いします。

川原 : 建築住宅課、建築指導 G の川原です。よろしくお願いいたしま

す。まずは資料の確認をいたします。議案に係る資料は資料1、資

料2、資料3となります。それでは、説明にはいります。

(議案内容を説明)

関係行政機関から支障がない旨の回答を得られており、審査の結果においても通行上支障がないと考えられます。以上より、特定行政庁として、本申請に係るバス待合所の上屋の建築にあたり、通行上支障がないと認められることから、建築審査会に諮問する

ものです。以上となります。

小藤会長 : それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

礒委員 : 資料3中の歩行幅5.2mとはどこをさすのか。

川原 : バス待合所の壁から屋内グラウンドの境界までとなります。

礒委員: なぜ、解体されるパーゴラと同じ位置にしなかったのか。

川原: 十和田市として、車道に近い位置に設置したい意向があったも

のと思われます。

小藤会長 : 冬期間歩道部分の除排雪時に滞雪することが想定されるが、そ

の場合でも、通行に支障のない幅がとれるか。

川原 : はい。

小藤会長 : 配置図上、用途地域境界を示しているが、なにか意図があるの

か。

川原 : 道路境界線から 25mを境に用途地域が変わるため、配置図上に

その境を示すために明示したものと思われます。

小藤会長 : 他に質疑がないようであれば、議案第 1 号は同意といたします

が、よろしいでしょうか。

各委員: 異議なし

小藤会長 : それでは、議案第1号は同意といたします。

小野GM : 本日の議案については『同意』として手続きを進めさせていた

だきます。

引き続き、報告案件についての説明となりますが、内容が自己 用住宅に関する案件となりますので、「青森県建築審査会の公開等

に関する要領」に基づき非公開となります。

小藤会長 : それでは、引き続き、報告案件について事務局より説明をお願

いします。

川原 : それでは、報告案件の建築基準法第43条第2項第2号(法改正

前:第1項ただし書き)の規定に基づく許可における包括同意に

ついて、前回建築審査会(令和元年10月23日)で報告した以降

の許可分をご報告いたします。 (報告内容を説明) 以上、報告を終わります。

小藤会長 : 何か質問はございませんか。

なにもないようですので、これで本日予定された案件は全て終了

いたしました。それでは事務局にお返しします。

小野GM: これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。